

社援発0425第13号
平成26年4月25日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による介護扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の介護扶助については、「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、平成26年7月1日から適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別添の新旧対照表のとおり改める。

改正後（案）	改正前
<p>第1 介護扶助運営方針</p> <p>2 関係機関等との連携</p> <p>(4) 都道府県介護保険担当部局</p> <p>都道府県介護保険担当部局に対して、<u>生活保護の指定介護機関に係る指定に 関し、次の依頼を行い、必要な協力を得ること。</u></p> <p>ア <u>都道府県又は市町村の介護保険担当部局は、介護保険の指定又は開設許可 の申請があった介護機関に対して、以下の事項について周知すること。</u></p> <p>(ア) <u>介護保険法の規定による指定又は開設許可があったときは、生活保護法 第54条の2第2項の規定により、当該介護機関は、生活保護の指定介護 機関として指定を受けたものとしてみなされること。</u></p> <p>(イ) <u>地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く介護機関が、 生活保護の介護機関に係る指定を不要とする場合には、介護保険法の指定 又は開設許可申請の際、生活保護の介護機関に係る指定を不要とする旨と 併せて、当該介護機関の名称及び所在地、開設者及び管理者の氏名及び住 所並びに当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類を記載 した申出書を当該介護機関の所在地を所管する都道府県（指定都市及び中 核市を含む。）の生活保護担当部局（国の開設した介護老人保健施設にあ っては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出すること。</u></p> <p>イ <u>生活保護の指定介護機関の指定の状況把握等のために、介護保険の指定又 は開設許可を行った介護機関（市町村が指定した地域密着型サービス事業者 及び地域密着型介護予防サービス事業者を含む。）に関する情報を提供する こと。</u></p>	<p>第1 介護扶助運営方針</p> <p>2 関係機関等との連携</p> <p>(4) 都道府県介護保険担当部局</p> <p>都道府県介護保険担当部局に対して、介護保険の指定又は開設許可を行った 介護機関（市町村が指定した地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護 予防サービス事業者を含む。）に関する<u>情報提供を依頼し、介護保険の指定等が 行われた場合には、速やかに生活保護の介護機関に係る指定を行うこと</u>が できるよう協力を得ること。</p> <p>なお、<u>国の開設した介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医 療施設に係る介護扶助の指定は、厚生労働大臣が行うものであるので、留意す ること。</u></p>

第2 介護扶助運営体制

1 都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係

(1) 介護係等

ア～ウ (略)

エ 指定介護機関の指定に関する告示並びに管内福祉事務所、審査・支払機関
及び指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者に対する通知

オ～ケ (略)

(2) (略)

(3) 手続き書類及び運営台帳

ア 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 22 号。以下「規則」という。）

第 10 条の6に規定する指定介護機関指定申請書及び第 14 条、第 15 条に規定
する変更等届出書

イ～ウ (略)

第4 要介護認定等及び居宅介護支援計画等の作成について

1 基本的考え方

介護扶助については、介護保険制度の保険給付の対象となる介護サービスと同
等のサービスを、介護保険制度とあいまって、要保護者に対し保障するものであ
る。

そこで、要保護者は、原則的には、介護保険制度の被保険者として介護保険法
の規定に基づき要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受
け、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に応じ介護保険
給付及び介護扶助を受けることとなる。

また、介護保険制度の被保険者でない 40 歳以上 65 歳未満の要保護者で介護保
険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条各号の特定疾病により要介護状態等

第2 介護扶助運営体制

1 都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係

(1) 介護係等

ア～ウ (略)

エ 指定介護機関の指定に関する告示並びに管内福祉事務所、審査・支払機関
及び指定居宅介護支援事業者及び指定地域包括支援センターに対する通知

オ～ケ (略)

(2) (略)

(3) 手続き書類及び運営台帳

ア 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 22 号。以下「規則」という。）

第 10 条の2に規定する指定介護機関指定申請書及び第 14 条、第 15 条に規定
する変更等届出書

イ～ウ (略)

第4 要介護認定等及び居宅介護支援計画等の作成について

1 基本的考え方

介護扶助については、介護保険制度の保険給付の対象となる介護サービスと同
等のサービスを、介護保険制度とあいまって、要保護者に対し保障するものであ
る。

そこで、要保護者は、原則的には、介護保険制度の被保険者として介護保険法
の規定に基づき要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受
け、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に応じ介護保険
給付及び介護扶助を受けることとなる。

また、介護保険制度の被保険者でない 40 歳以上 65 歳未満の要保護者で介護保
険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条各号の特定疾病により要介護状態等

にあるものについては、自立支援給付等の活用が可能な場合は、その優先的な活用を図った上で、なお介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合において、介護扶助の要否判定に当たり被保険者と同様に要介護状態等の審査判定を受け、要介護状態等に応じ介護扶助を受けることとするものである。

なお、介護扶助の居宅介護の範囲は、居宅介護支援計画に基づいて行うものに限られており、また、介護予防の範囲は、介護予防支援計画に基づいて行うものに限られていることから、被保険者については介護保険法の規定に基づき、被保険者でない者については介護扶助として、介護扶助の指定介護機関である居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）から居宅介護支援計画又は介護予防支援計画（以下「居宅介護支援計画等」という。）の策定を受け、当該計画に基づき介護扶助の指定介護機関から居宅介護又は介護予防（以下「居宅介護等」という。）を受けることとなる。

第5 介護扶助実施方式

1 (略)

2 介護扶助の決定

要保護者から介護扶助の申請を受けた場合において、その決定に当たっては、第2に規定する介護扶助運営体制に則って事務手続及び体制を整備した上で、以下の点に留意すること。

(1) 決定の際の留意事項

ア～イ (略)

ウ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額に限られるものであるので留意すること。

にあるものについては、自立支援給付等の活用が可能な場合は、その優先的な活用を図った上で、なお介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合において、介護扶助の要否判定に当たり被保険者と同様に要介護状態等の審査判定を受け、要介護状態等に応じ介護扶助を受けることとするものである。

なお、介護扶助の居宅介護の範囲は、居宅介護支援計画に基づいて行うものに限られており、また、介護予防の範囲は、介護予防支援計画に基づいて行うものに限られていることから、被保険者については介護保険法の規定に基づき、被保険者でない者については介護扶助として、介護扶助の指定介護機関である居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター（以下「居宅介護支援事業者等」という。）から居宅介護支援計画又は介護予防支援計画（以下「居宅介護支援計画等」という。）の策定を受け、当該計画に基づき介護扶助の指定介護機関から居宅介護又は介護予防（以下「居宅介護等」という。）を受けることとなる。

第5 介護扶助実施方式

1 (略)

2 介護扶助の決定

要保護者から介護扶助の申請を受けた場合において、その決定に当たっては、第2に規定する介護扶助運営体制に則って事務手続及び体制を整備した上で、以下の点に留意すること。

(1) 決定の際の留意事項

ア～イ (略)

工 他市町村の地域密着型サービス等（居宅介護のうちの定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び複合型サービス、介護予防のうちの介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに施設介護のうちの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下において同じ。）の介護保険被保険者の利用は、当該地域密着型サービス等を行う事業者について、当該被保護者を被保険者とする市町村の指定を受けている場合に限られるものであるので留意すること。

また、被保険者以外の者についても被保険者に準じた範囲とするものであること。

ウ 他市町村の地域密着型サービス等（居宅介護のうちの定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び複合型サービス、介護予防のうちの介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに施設介護のうちの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下において同じ。）の介護保険被保険者の利用は、当該地域密着型サービス等を行う事業者について、当該被保護者を被保険者とする市町村の指定を受けている場合に限られるものであるので留意すること。

また、被保険者以外の者についても被保険者に準じた範囲とするものであること。

第6 介護扶助指定介護機関

1 指定介護機関の指定の際の留意事項

(1) 都道府県知事は、法第54条の2第1項の規定による指定介護機関の指定に当たっては、管内の事業者について、その事業所毎に次の基準により行うこと。

ア 法による介護扶助のための居宅介護等若しくは居宅介護支援計画等の作成、福祉用具若しくは介護予防福祉用具の給付又は施設介護を担当する機関は、申請のあったもののうち、法第54条の2第4項において準用する法第49条の2第2項第2号から第9号までのいずれにも該当せず、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項、第46条第1項、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文若しくは第58条第1項の規定による指定又は同法第94条第1項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものについて指定するものとすること。

第6 介護扶助指定介護機関

都道府県知事は、管内の事業者について、その事業所毎に次の基準により指定介護機関の指定を行うこと。

1 指定介護機関の指定基準

(1) 法による介護扶助のための居宅介護等若しくは居宅介護支援計画等の作成、福祉用具若しくは介護予防福祉用具の給付又は施設介護を担当する機関は、申請のあったもののうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項、第46条第1項、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文若しくは第58条第1項の規定による指定又は同法第94条第1項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものについて指定するものとすること。

るものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものについて指定するものとすること。

① 指定介護機関介護担当規程及び「生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」(平成 12 年 4 月厚生省告示第 214 号。以下「介護方針告示」という。)に従って、適切に介護サービスを提供できると認められることを条件として指定を行うものであること。

ウ 法第 54 条の 2 第 4 項において準用する法第 49 条の 2 第 3 項の規定に該当する介護機関については、指定しないことができるものであること。

(2) 法別表第 2 の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があったときは、当該介護機関は、法第 54 条の 2 第 1 項の指定を受けたものとみなされること。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、あらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りでないこと。

2 選定サービスの取扱い (略)

3 その他

(1) 要保護者のサービス事業者の選択権を尊重しつつ、介護扶助を適切に実施するためには、生活保護に理解を有する指定介護機関を十分確保することが重要であるため、介護保険担当部局と十分に連携の上、法による指定を受けていない介護機関に対して説明会を開催したり、指定申請書を送付し申請を要請するなど、制度の周知及びその確保に努められたいこと。

特にケアマネジメントを行う居宅介護支援事業者等については、居宅介護等

(2) 指定介護機関介護担当規程(平成 12 年 3 月厚生省告示第 191 号)及び「生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」(平成 12 年 4 月厚生省告示第 214 号。以下「介護方針告示」という。)に従って、適切に介護サービスを提供できると認められることを条件として指定を行うものであること。

(3) 法による指定取消しを受けた介護機関にあっては、原則として、指定の取消しの日から 5 年以上経過したものであること。ただし、法による指定取消しと同一の事由により介護保険法による指定又は開設の許可が取り消された場合であって、当該事由が解消されたとして再度介護保険法による指定又は開設の許可がなされたときは、この限りではないこと。

(4) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額であること。

2 選定サービスの取扱い (略)

3 その他

(1) 要保護者のサービス事業者の選択権を尊重しつつ、介護扶助を適切に実施するためには、生活保護に理解を有する指定介護機関を十分確保することが重要であるため、介護保険担当部局と十分に連携の上、介護機関に対して説明会を開催したり、介護保険制度の指定介護機関に対して指定申請書を送付し申請を要請するなど、制度の周知及びその確保に努められたいこと。

特にケアマネジメントを行う居宅介護支援事業者等については、居宅介護等

に係る介護扶助を実施する際のその役割の重要性にかんがみ、十分な数の指定事業者確保に努めること。

また、介護保険法による指定又は開設許可があったことにより指定介護機関の指定を受けたものとみなされた介護機関に対しては、指定介護機関介護担当規程及び介護方針告示に従って、適切に介護サービスを提供するよう十分に周知すること。

(2) 介護保険法による指定又は開設許可があった介護機関については、別段の申出がない限り、指定介護機関の指定を受けたものとみなされることから、介護保険部局と連携し、介護保険法による指定又は開設許可の状況が都道府県（指定都市及び中核市を含む。）の生活保護担当部局に情報提供されるよう体制を整備するとともに、指定介護機関名簿の更新を行うこと。

(3) 都道府県知事が、本法による指定介護機関の指定を行ったとき（法第54条の2第2項により指定を受けたものとみなされる場合を含む。）は、当該都道府県の生活保護担当部局は、介護保険担当部局を通じ、その旨国保連へ通知すること（指定都市及び中核市の指定分を含む。）。

指定都市又は中核市にあっては、指定介護機関の指定が行われたときは、当該介護機関所在地を所管する都道府県の生活保護担当部局へその旨通知すること。

(4) 地域密着型サービス等を行う介護機関については、介護保険と異なり、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の指定のみを受けるものであること。

なお、被保護者に係る居宅介護等の委託の範囲については、第5の2（1）エによるものであるので、事業者に対して介護扶助における指定とサービス提供との関係について、指定手続き等の際に十分に説明すること。

に係る介護扶助を実施する際のその役割の重要性にかんがみ、十分な数の指定事業者確保に努めること。

(2) 都道府県知事が、本法による指定介護機関の指定を行ったときは、当該都道府県の生活保護担当部局は、介護保険担当部局を通じ、その旨国保連へ通知すること（指定都市及び中核市の指定分を含む。）。

指定都市又は中核市にあっては、指定介護機関の指定が行われたときは、当該介護機関所在地を所管する都道府県の生活保護担当部局へその旨通知すること。

(3) 地域密着型サービス等を行う介護機関については、介護保険と異なり、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の指定のみを受けるものであること。

なお、被保護者に係る居宅介護等の委託の範囲については、第5の2（1）ウによるものであるので、事業者に対して介護扶助における指定とサービス提供との関係について、指定手続き等の際に十分に説明すること。

3 検査後の措置

(1) 行政上の措置

行政上の措置は、介護サービスの内容又は報酬の請求の不正又は不当の程度に応じて、指定取消、指定の全部又は一部の効力停止、戒告、注意とする。

(2) 聴聞等

検査の結果、当該指定介護機関が指定の取消又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分に該当すると認められる場合には、検査後、指定の取消等の処分予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならないこと。

(3) 経済上の措置

ア 都道府県知事は、検査の結果、介護サービス及び介護の報酬の請求に関する不正又は不当な事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、すみやかに国保連に連絡し、当該指定介護機関に支払う予定の介護の報酬の額からこれを控除させよう措置すること。ただし、当該介護機関に翌月以降において控除すべき介護の報酬がない場合は、これを保護の実施機関に直接返還せらるよう措置すること。

イ (略)

ウ 指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も保護の実施機関に支払わせるよう措置すること。

(4) 行政上の措置の公表等

都道府県知事は、検査の結果、指定の取消を行ったときには、法第55条の3の規定に基づきすみやかにその旨を告示するとともに、その介護機関の事業活動区域を所管する保護の実施機関及び国保連に情報提供を行うこと。

3 検査後の措置

(1) 行政上の措置

行政上の措置は、介護サービスの内容又は報酬の請求の不正又は不当の程度に応じて、指定取消、戒告、注意とする。

(2) 聴聞

都道府県知事は、法による指定介護機関の事故が指定取消の措置に該当するおそれがあると認めた場合は、検査終了後、当該指定介護機関に対して聴聞を行わなければならないこと。

この場合において、聴聞の手続は、行政手続法第3章第2節に定めるところによるものとする。

(3) 経済上の措置

ア 不正又は不当な介護サービス及び介護の報酬の請求により介護の報酬に過誤払いが認められるときは、都道府県知事は、すみやかに国保連に連絡し、当該指定介護機関に支払う予定の介護の報酬の額からこれを控除せらるよう措置すること。ただし、過誤払いが認められた当該介護機関に翌月以降において控除すべき介護の報酬がない場合は、これを返還せらるよう措置すること。

イ (略)

(4) 行政上の措置の公表等

都道府県知事は、検査の結果、指定の取消を行ったときには、法第55条の2の規定に基づきすみやかにその旨を告示するとともに、その介護機関の事業活動区域を所管する保護の実施機関及び国保連に情報提供を行うこと。

様式第1号

様式第1号

指定介護機関名簿

指定番号	介護機関等コード	指定年月日	施設(事業所)の名称	施設(事業所)の所在地	施設(事業)の種類	開設者			管理者			指定の根拠	備考
						氏名(名称等)	住所(所在地)	生年月日	氏名	住所	生年月日		
		年 月 日						年 月 日			年 月 日		

(注意) 1 「指定年月日」は、当該指定介護機関が初めて生活保護法による指定を受けた年月日を記載。

2 開設者が法人の場合、「氏名(名称等)」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載。

3 「指定の根拠」は「生活保護法第54条の2第1項又は旧法第54条の2第1項」、「生活保護法第54条の2第2項」のいずれかを記載。